概要版

第３次佐渡市障がい者計画
第５期佐渡市障がい福祉計画
第１期佐渡市障がい児福祉計画

～思いやりで支える
安全安心な島(まち)づくり～

佐渡市

計画策定の趣旨

本市では、「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を基本理念として、平成 24 年 3 月に「第 2 次佐渡市障がい者計画」、平成 27 年 3 月に「第 4 期佐渡市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

障がい者を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、各サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。障がい者が自らの意思により、地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、本市が担う役割は、これまでにも増して重要なものとなっています。

以上の点を踏まえ、「第 2 次佐渡市障がい者計画」及び「第 4 期佐渡市障がい福祉計画」の計画期間が終了するにあたり、国による障がい者制度改革の動きを反映し、諸施策の見直しを含めた「第 3 次佐渡市障がい者計画」及び、「第 5 期佐渡市障がい福祉計画」並びに、児童福祉法改正により新たに規定された「第 1 期佐渡市障がい児福祉計画」を策定しました。

計画の位置付け

「第 3 次佐渡市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本として策定しました。

また、「第 5 期佐渡市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」、「第 1 期佐渡市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、いずれも国の基本指針に即し、「新潟県障害福祉計画」との調整を図りました。また、両法及び基本指針の趣旨から一体のものとして策定しました。

さらに、上記 3 計画とも「佐渡市将来ビジョン」を基本とし、関連分野の計画との整合を図り、また、福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」との調和を図り、策定したものです。

計画の期間

「第３次佐渡市障がい者計画」は、平成 30 年から平成 35 年の６年間、「第５期佐渡市障がい福祉計画」及び「第１期佐渡市障がい児福祉計画」は平成 30 年から平成 32 年の３年間です。

年度	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
佐渡市障がい者計画	第３次計画	第３次計画	第３次計画	第３次計画	第３次計画	第３次計画
佐渡市障がい福祉計画	第５期計画	第５期計画	第５期計画	第６期計画	第６期計画	第６期計画
佐渡市障がい児福祉計画	第１期計画	第１期計画	第１期計画	第２期計画	第２期計画	第２期計画

障がい者計画の基本的な考え方

計画の基本理念

「第２次佐渡市障がい者計画」では、「健やか」「思いやり」「安全安心」「障がい者の自立」をキーワードとして、基本理念に「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を掲げ、諸施策の推進を図ってきました。

「第３次佐渡市障がい者計画」においてもこれを踏襲し、これまでの施策をさらに充実し、推進することとします。

基本理念	障がい者の健やかな生活と自立を、 思いやりで支える安全安心な島(まち)づくり

基本目標１：障がいに対する理解と配慮を持つまち 佐渡

障がい者が自らの意思で生き方を選択、決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、尊厳が保持され、権利が守られるよう、障がいに対する理解の促進と啓発に努めます。

基本目標２：共生のために連携と協働するまち 佐渡

佐渡市が離島であり、社会資源が限られる中で支え合いと共生が今後さらに重要とされる視点です。障がいの有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会を実現します。そのためさまざまな分野で市、市民、事業者ほか、関係する全ての人が連携、協働して障がい者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境と仕組みを構築します。

基本目標３：ライフステージを通じた総合的な支援のあるまち 佐渡

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。一人ひとりの年齢や障がいの状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れなく、継続的に受けることができる体制を整備します。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方

基本的理念

新しい第５期佐渡市障がい福祉計画及び第１期佐渡市障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、国から示された策定の指針に従って、本市の障がい福祉の実情と保健、医療、教育等の市の施策の状況を踏まえ、前期計画からの継続性を考慮して次のとおり定めます。

１　障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動、文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

２　身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいや難病患者等に対しても、市内の身近な施設において、障がい種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、障がい者一人ひとりの実情に合わせた、きめの細かい支援体制を整備します。

4　地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき包括的、かつ、総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

5　障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいや発達障がいを持つ幼児や児童を早期に発見し、福祉サービス分野だけでなく、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立をさけ、健やかな育成を図っていくための発達支援を強化します。

障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市においては、施設入所待機者が多くおり、施設入所を望む声があることなどの地域の実情等を踏まえ、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は０人とし、地域生活移行者数は３人を目標とします。

項　目	数 値	備　考
【目標値】地域生活移行者数	３人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

福祉施設から一般就労への移行

平成32年度における福祉施設から一般就労への移行として、８人を目標とします。

項　目	数 値	備　考
【目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	8人 1.6倍	平成32年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数の目標は、53人とします。

障がい児支援の提供体制

今後、地域自立支援協議会において、市内の地域ニーズ、資源等について把握し、地域ニーズに沿った整備内容を検討します。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、地域自立支援協議会を中心に市、保健所、病院、特別支援学校、福祉型障害児入所施設、相談支援事業所等による協議を進め、設置を目指します。

訪問系サービスの見込量

施設入所者等の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであることから、障がい程度や障がいのある人の状況に応じて適切なサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促し、サービス提供体制の充実を図ります。

事業名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
居宅介護（ホームヘルプ）	108 人	113 人	118 人
重度訪問介護	2 人	2 人	2 人
同行援護	4 人	5 人	6 人
行動援護	1 人	1 人	1 人

日中活動系サービスの見込量

地域生活への移行を促進するとともに、地域の中で安定して暮らしていけるよう状況に応じて、適切なサービスが提供できるよう、事業所や福祉、保健、医療機関との連携により、サービス提供体制の充実を図ります。また、就労面での受け入れ先となる各企業、事業所等についても積極的な協力を要請し、見込量の確保を目指します。

事業名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
生活介護	165 人	170 人	175 人
自立訓練（機能訓練）	2 人	2 人	2 人
自立訓練（生活訓練・日中）	2 人	2 人	2 人
自立訓練（生活訓練・夜間）	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	43 人	48 人	53 人
就労継続支援Ａ型	0 人	0 人	5 人
就労継続支援Ｂ型	213 人	223 人	233 人
就労定着支援	3 人	3 人	3 人
療養介護	12 人	12 人	12 人

事業名	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
短期入所（福祉型）	41人	46人	51人

居住系サービスの見込量

共同生活援助を行うグループホームを平成32年度までに新設を目指します。また、自立した生活支援の実施に向けて、市内関係機関との連携を図りながら検討を進めます。

事業名	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助（グループホーム）	40人	41人	47人
施設入所支援	117人	117人	117人

相談支援の見込量

全ての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう相談支援専門員の連携を強化し、資質向上を図ります。また、地域相談体制の整備、充実を図ります。

事業名	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
計画相談支援	100人	105人	110人
地域相談支援（地域移行支援）	1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）	1人	1人	1人

地域生活支援事業に関する見込量

必須事業サービスの見込量

相談支援事業については、より利用しやすい窓口となるようサービスの向上に努め、また、障がい福祉サービスの利用援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。

事業名	単位	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業（基本相談）	実施見込み箇所数	3	3	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援	人	7	8	9
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業の見込量

利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

事業名	単位	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55
手話通訳者設置事業	設置見込み者数	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	5	5	5

移動支援事業の見込量

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

事業名	単位	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
移動支援事業	実利用見込み者数	6	6	6

地域活動支援センターの見込量

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

事業名	単位	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
地域活動支援センター	実施見込み箇所数	1	1	2

日常生活用具給付等事業の見込量

障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具ほか6種の用具を給付します。障がいの種類や程度に応じて適切な用具等が支給できるように努めます。

事業名	単位	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
排せつ管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具	給付等見込み件数	5	5	5

その他の地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	38	41
生活訓練等	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有

事業名	単位	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

障がい児福祉サービスに関する見込量

障がい児福祉サービスの見込量

福祉のほか医療、保健の関係者や保育園等、学校との連携により必要なサービスを提供できるよう体制の整備に努めます。

事業名	単位	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
児童発達支援	人	48	50	52
医療型児童発達支援	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人	12	20	20
保育所等訪問支援	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
障害児相談支援	人	28	31	31

医療的ケア児等コーディネーターの配置の見込量

地域自立支援協議会、社会福祉協議会、病院、関係福祉事業所等の関係機関との連携により、平成 32 年度にコーディネーター１人の配置を目指します。

※各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、成果目標・サービスの達成状況などを把握、点検し、地域自立支援協議会において、PDCAサイクルを活用した分析、中間評価を行い、必要により計画の変更、事業の見直し等を行います。

発行：佐渡市役所 市民福祉部 社会福祉課 障がい福祉係
〒952-1292 佐渡市千種 232 番地
TEL 0259-63-5113　　FAX 0259-63-5121